



第23回

今話題の 税制改正の概要（その1）

税制副委員長 小林 誉光

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

今回は、平成23年税制改正の内容のうち、おもなものをご紹介します。また、改正の時期については、項目ごとに異なりますので、ご注意ください。

1 個人所得課税の項目

(1) 給与所得控除に上限を設定します

給与収入1,500万円超については、一律245万円とします。

(2) 高額な法人役員等の給与に係る給与所得控除を縮減します

法人役員の報酬については、給与所得控除にさらなる制限を設けます。

①「給与収入4,000万円超」は、上記の1/2の額（125万円）を上限とします。

②「給与収入2,000万円を超え4,000万円までの間」は、「控除額の上限を4分の3」とする部分も含め、調整的に徐々に控除額を縮減します。

(3) 特定支出控除の範囲拡大

「範囲の拡大等」を行い、給与所得者の実額控除の機会を拡大します。

①弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費、職業上の団体の経費）を追加

②適用判定の基準を給与所得控除額の2分の1とします。

(4) 法人役員等の退職金課税を強化

「勤続年数5年以下の法人役員等の退職金」について、「2分の1課税」を廃止します。

また、個人住民税についても、退職所得に係る10%税額控除を廃止します。

(5) 成年扶養控除の対象を制限します

成年扶養控除について、「成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在」であること等を踏まえ、控除を縮減します。

（例外：3つ）

①障害者、要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65歳以上の高齢者、学生については、引き続き控除の対象とします。

②給与収入568万円（所得400万円）以下の納税者については、扶養による担税力の減殺に配慮し、被扶養者の事情にかかわらず、引き続き控除を適用します

③給与収入568万円（所得400万円）から段階的に控除を縮減し、給与収入689万円（所得500万円）以上の納税者については、控除を廃止します

(6) 年金生活者の申告不要制度の創設

年金所得者の申告手続の負担を軽減するため、「公的年金等の収入金額が400万円以下」で、かつ、「年金以外の他の所得金額が20万円以下の者」について、「申告不要制度の創設等の措置」を講じます。

(7) 上場株式等に対する軽減税率を延長します

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る「10%軽減税率」を2年延長し、平成26年1月から20%本則税率とします。

これに伴い、いわゆる日本版ISAの導入時期を平成26年1月とします。

法人所得課税の項目

(1) 法人税率の引き下げ

国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げます(40.69%⇒35.64%)。

① 法人税率の引き下げ

「30%」から「25.5%」へ4.5%の引き下げをおこないます

② 中小法人に対する軽減税率の引き下げ

中小法人に対する軽減税率についても、「18%」から「15%」へ3%の引き下げをおこないます。

(2) 課税ベースの拡大

税率を下げたことに伴い、財源確保の観点から「課税ベース」を拡大します。

① 租税特別措置の徹底した見直しを進めるため、政策税制措置について109項目の見直しを行い、その結果、50項目を廃止又は縮減します

② 減価償却速度の見直し

定率法の償却率について、現行の「250%定率法」から「200%定率法」に変更になります。従来にくらべ、取得直後に計上できる償却費の金額が少なくなります。

③ 大法人に係る欠損金の繰越控除の一部制限等

大法人について、欠損金の控除限度額を、「所得金額の8割」を限度とし、繰越期間を9年間に延長します。したがって、大法人については、過年度の繰越欠損金が存在しても、「所得金額の8割」までしか適用できないことになり、「所得金額の2割」については、法人税が課税されることになります。

(中小法人については、従来と同様に全額控除できます)

(3) 雇用促進税制

雇用や投資を促進するため、雇用を一定以上増加させた企業に対する税額控除制度(増加1人当たり20万円)を導入します。(ただし、法人税額に応じて限度額があります)



法人会では、会員の皆様の声を税制に反映すべく、活動をおこなっています。

税制副委員長
小林誉光